

## 事業計画書

本年4月からは「全ての障がい者の人権が尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」障害者差別解消法が施行されます。

法の施行に併せて、基幹相談支援センターグループを中心に、この法律の趣旨を広く市民に周知するとともに、障がい者差別の相談を受けることで障がいのある人も障がいのない人も住みよい街づくりを進めてまいります。

平成25・26年度の2年間をかけて泉佐野市と合同で策定した、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画を引き続き推進すると共に、災害ボランティア事前登録事業の導入や役職員による災害ボランティアセンターシミュレーションでの課題発見に伴い、平成23年4月に策定した災害救援マニュアルの見直しを図ります。

在宅福祉活動推進事業として、38年間続いた「高齢者給食サービス事業」については、調理配送施設の事情に伴い昨年度末に終了しましたが、今後はより一層の地域福祉活動の推進強化を図るため、地区福祉委員会が実施する諸事業に積極的な支援を行えるように引き続き地区担当職員を配置すると共に、CSW事業の管理者として他法人のCSWと連携しながら地域支援及び要援護者支援を推進してまいります。

また、市より受託しております「基幹相談支援センター事業」においては相談窓口としての一翼を担って関係機関と連携を取りながら、昨年度作成した社会資源集・障がい者理解ガイドブックを活用し相手に寄り添った支援に努めます。「地域包括支援センター事業」については、困難ケース・虐待ケースの増加に伴い市と連携を密にし高齢者の意思を尊重した支援に努めます。

ボランティアセンター事業では、引き続きシャッピールームを開放し、サロン・ド・ボランティアを核として、ボランティア発掘の為に各種講座やイベントを開催するとともに、ボランティアグループへの支援も行います。

市立社会福祉センター管理運営については、市民に親しまれる福祉センターを目指し、安全に利用しやすい環境づくりに努め、高齢者・障がい者の交流機会づくりに努めます。社協自主財源確保の為に、社協会員会費、共同募金、歳末助け合い募金の充実強化を図り、市民の人たちに様々な情報を発信するために、社協だよりやホームページの充実を図ります。

市民の皆様にご信頼され必要とされる社協をめざして以下のとおり個別事業を推進して参ります。

## 〔1〕 法人運営関係

法人の核となる理事・評議員の連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に信頼される法人運営に取り組んでいく。

1. 理事会  
(1) 理事会の開催 11回  
(2) 三役会の開催 随時  
(3) 担当理事会の開催 随時
2. 評議員会  
(1) 評議員会の開催 3回
3. 研修会  
(1) 理事・監事研修会 1回  
(2) 評議員研修会 1回
4. 監事による監査 1回

## 〔2〕 地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している14地区福祉委員会およびその支部福祉委員会への支援を行う。特に、昨今の社会情勢をふまえて、貧困世帯の生活課題と高齢者の介護予防について地域の課題として取り組めるように情報収集および地区への情報提供に努める。

あわせて、市・CSWと連携して取り組んでいる「地域の暮らしを話す会」については、本年度も継続して行い、地域ニーズの把握に努め、地域福祉を推進する。

1. 連絡会等の開催  
(1) 地区福祉委員会連絡会の開催 4回  
(2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 1回  
(3) 支部連絡会の開催 1回  
(4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 14回（各地区1回）
2. 講習会・講座・研修会等の開催  
(1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 1回  
(2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 1回  
(3) 先進地視察研修会の開催 1回  
(4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 1回  
(5) その他、必要な研修会等の開催 随時
3. 助成金の交付  
(1) 活動実績に応じた地区福祉委員会活動助成金の交付  
(2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付
4. その他  
(1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）

- (2) 協力員のボランティア保険加入
- (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
- (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
- (5) 他機関の実施する研修会・講習会への参加

### 〔3〕 災害に強い街づくり事業の推進

災害に備え地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関と協力のうえで促進していく。さらに、26年度よりスタートした災害ボランティア事前登録者と平時からの防災意識の高揚と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざすとともに、社協災害救援マニュアルの見直しを行う。

- 1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施 1回
- 2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施 2回
- 3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
- 4. 災害時要援護者支援制度についての啓発
- 5. 要援護者の生活課題検討及び調整会議の開催 随時
- 6. 災害発生地への職員およびボランティアの派遣
- 7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加

### 〔4〕 ボランティアセンター事業の推進

市民にボランティアセンターを周知し、ボランティア活動への理解と関心を深めるために、ボランティアフェスティバルやボランティア講座などを開催する。

- 1. ボランティアセンター事業
  - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 4回
  - (2) ボランティアセンター運営委員視察研修会の開催 1回
  - (3) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 2回
  - (4) 善意銀行のPRと年間配分計画の答申・払出し
  - (5) ひとことポストの設置と回答
  - (6) 市民を対象としたボランティアグループへの活動助成金の交付
  - (7) シャッピールームの運営
  - (8) 関係機関団体等との連携及び支援
  - (9) ペットボトルキャップの回収
  - (10) ボランティア保険業務
- 2. サロン・ド・ボランティア推進事業
  - (1) サロン・ド・ボランティアの開催 1 2回  
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
  - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 1 2回
  - (3) 新規登録施設(団体)による施設紹介の開催

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (4) カン・ド・ボランティア喫茶ボランティア連絡会の開催         | 1回 |
| 3. ボランティアグループ支援事業                     |    |
| (1) 登録ボランティアグループへの助言及び情報提供            |    |
| (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催                | 2回 |
| (3) 朗読ボランティアの活動支援                     |    |
| (4) 朗読ボランティア連絡会の開催                    | 1回 |
| (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼              |    |
| (6) ボランティアグループの研修、活動のための備品および会議室の貸し出し |    |
| 4. 広報・啓発の強化事業                         |    |
| (1) 社協だより及びホームページによるボランティアセンターのPR     |    |
| (2) 内部情報紙『ボランティアニュース』の発行              | 3回 |
| (3) 広報部会の開催                           | 随時 |
| (4) 活動写真パネルの作成と展示                     |    |
| 5. 講座及び研修会等の開催                        |    |
| (1) ボランティア入門講座の開催                     | 2回 |
| (2) ステップアップボランティア講座の開催                |    |
| (3) ボランティア研修交流会の開催                    | 1回 |
| 6. 各種イベントの開催                          |    |
| (1) 社協チャリティバザーの開催                     |    |
| (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催                   |    |
| (3) 障がい児者ふれあいボッチャ交流会及びボッチャスクールの開催     |    |
| (4) ボランティアフェスティバルの開催                  |    |

## 〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 心配ごと相談所の開設          |                   |
| (1) 開設日                | 毎週1回（月曜日・午後1時～4時） |
| (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 | 1回                |
| (3) 心配ごと相談所出張相談所の開催    | 1回                |
| (4) 心配ごと相談所の啓発         |                   |

## 〔6〕コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の推進

複雑な課題を抱えた方への支援を行うために、地区福祉委員会や民生委員児童委員、各関係機関と連携をし、ネットワークを構築し、地域における要援護者の発見・つなぎ・見守りの機能強化を図っていく。

また、地区担当CSWの後方支援やスーパーバイズ等を通じて、CSWの資質向上を図る。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1. 制度の狭間にある要援護者への支援・連絡調整 |  |
|--------------------------|--|

2. 地区福祉委員会や民生委員をはじめとした関係機関との連携による、地域でのネットワークづくりの推進
3. スーパーバイズ会議・CSW 連絡会議の開催
4. CSW 管理者連絡会議の開催
5. 災害時避難行動要支援者の個別計画作成支援

## 〔7〕在宅福祉活動の推進

在宅の高齢者や障がい者などの人たちが安心して生活できるように地域の福祉ニーズに適応した在宅福祉活動を支援する。

1. 福祉車両及び車椅子の貸し出し
  - (1) 福祉車両及び車椅子の貸し出しPR
  - (2) 福祉車両及び車椅子の整備・点検
2. 有償協力員派遣事業の実施
  - (1) 有償協力員の派遣・調整
  - (2) 協力会員連絡会および研修会の実施
  - (3) 有償協力員運営会議の開催
  - (4) 事業周知と協力会員の養成

## 〔8〕地域包括支援センターグループ事業の推進

地域包括支援センター事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的に活動を行う。

高齢社会に伴い、高齢者一人ひとりの状態に応じて保健・医療・介護の各福祉分野が連携、またさまざまな地域の資源などを統合したケアを継続的に提供できるための地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を展開する。

1. 支援の基盤整備
  - (1) 地域ケア会議の開催
  - (2) 高齢者虐待防止ネットワークの開催
  - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動
  - (4) 地域包括支援センターの広報
2. 総合相談・権利擁護業務
  - (1) 高齢者の総合相談
  - (2) 成年後見制度の活用支援
  - (3) 高齢者虐待への対応・防止活動
  - (4) 消費者被害防止活動
3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務
  - (1) 介護支援専門員に対する個別支援および必要な体制構築
  - (2) サービス担当者会議開催支援
  - (3) 事業者向け研修の開催
  - (4) 多職種連携事業

4. 介護予防マネジメント業務
  - (1) 要支援者・2次予防事業対象者に対する介護予防ケアプラン作成
  - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
  - (3) 給付管理業務
  - (4) 居宅介護支援事業者との連携
  - (5) 介護予防推進活動
5. 認知症総合支援事業
  - (1) 認知症サポーター養成
  - (2) 認知症キャラバンメイトの情報共有や連絡会議の開催
  - (3) 認知症ケアパスの活用
  - (4) 徘徊 SOS ネットワーク事業
  - (5) 認知症カフェ開催
6. 介護支援サポーター支援事業
  - (1) 介護支援サポーター研修
  - (2) 介護支援サポーター交流会

## 〔9〕基幹相談支援センターグループ事業の推進

基幹相談支援センターでは、障がい者（児）とその家族が、地域で安心して暮らすとともに、保健、医療、福祉、教育等の多様な社会資源と連携し対応する相談窓口の機能を目的に活動する。

また、障がい者（児）相談支援体制の中核的な機能を活かし、今年度から施行される「障害者差別解消法」について広く啓発を進める。

1. 基幹相談支援センター業務
  - (1) 障がい者の総合相談とスクリーニング
  - (2) 相談支援事業所に対する支援
  - (3) 計画相談支援の推進（サービス等利用計画の評価）
  - (4) 障がい者の地域移行・地域定着をすすめるための体制整備
  - (5) 当事者が障がい者等の相談支援を行うピアカウンセリングの推進
  - (6) 自立支援協議会の運営（事務局・部会運営）
  - (7) 事業所連絡会のコーディネート
  - (8) 基幹相談支援センターの周知のための取り組み
  - (9) 障害者差別解消法の啓発のための取り組み
2. 障がい者虐待防止センター業務
  - (1) 障がい者虐待の通報受理
  - (2) 障がい者虐待への対応・防止活動
  - (3) 障がい者虐待防止のための広報・啓発活動
3. 権利擁護支援センター業務
  - (1) 成年後見制度の利用支援
  - (2) 市民後見人の養成及び活動支援
  - (3) 法人後見の運用

4. 障害支援区分認定調査業務
- (1) 障害支援区分認定調査の実施

#### 〔10〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。広報や情報提供をより広い対象に効果的に行うため、ホームページをリアルタイムに更新する。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年6回
2. 社協ホームページによる福祉情報の発信
3. 福祉啓発 DVD 等の貸し出し
4. 社協備品の貸し出し
5. その他、社会福祉に関する情報の提供

#### 〔11〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

#### 〔12〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

#### 〔13〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える活動を推進する。

1. 共同募金の周知、依頼、受付、報告
2. 街頭募金の実施

#### 〔14〕 低所得世帯への支援

低所得世帯の自立を支援する目的で大阪府社協の実施する『大阪府生活福祉資金』等の貸付業務を、市の生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら実施する。

1. 貸付業務（申請受付）の実施
2. 自立相談支援事業担当者や社会貢献支援員等、関係機関との連携

#### 〔15〕 民生委員児童委員協議会との連携

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民生委員児童委員協議会と協働による地域福祉の向上を推進する。

## **〔16〕 市立社会福祉センターの管理運営**

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である当センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が受託して 11 年目を迎え市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に務める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。